

森林の土地を取得したときは届け出が必要です

森林の土地の所有者を把握するため、森林法では「森林の土地の所有者届出制度」が設けられています。個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。なお、この届け出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

※届け出をしない、または虚偽の届け出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

☑**届け出の対象となる森林**…県が定める地域森林計画の対象となっている民有林

※登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届け出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出をした場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

☑**届出様式**…「森林の土地の所有者届出書」※市のホームページからダウンロード可

添付書類＝①森林の土地の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入）

②森林の土地の登記事項証明書（写し可）、土地売買契約書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

☑**提出期間**…所有者となった日から90日以内

※相続の場合、分割協議が整っていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届け出をする必要があります。

☑**提出先**…農林水産部林務課または各振興事務所林務担当

※詳しくは、市ホームページの「各課からのお知らせ⇒農林水産部林務課⇒森林の土地の所有者届出制度について」をご覧ください。

☎ 農林水産部林務課 ☎ 67-2121



クマ出没にご注意を!!



ツキノワグマは、秋になると冬眠に備えて食欲が旺盛になり、ドングリなどの木の实をたくさん食べます。郡上市のほぼ全域の山林がツキノワグマの生息地と考えられ、山の木の实などが少なくなると、エサを求めて人里に頻繁に出没するおそれがあるためご注意ください。

●遭遇しないようにするためには・・・

- ①登山やキャンプ、キノコ狩り等の際は、鈴やラジオなどの音が出るものを携帯し、人間がいることをアピールしてください。
- ②人里に出没させないため、エサとなる野菜や果実などの取り残し、収穫予定のない果樹は早めに処分してください。
- ③家の周りや農地には、生ゴミや野菜などエサとなるものを放置しないでください。
- ④果樹園、養魚場、養蜂箱などの設置場所には電気柵を設けるなど、クマを寄せ付けないようにしてください。

●万が一、クマと遭遇したら・・・

- ①子グマを見つけたら、近くに親グマがいる可能性がありますので、周囲の物音に注意しながら、静かに立ち去りましょう。
 - ②クマの歩く方向に注意し、立ち去ったのを確認したら、それとは反対方向に静かに移動しましょう。
 - ③クマから目を離さず、急に動かず、しゃがまず、走らず、背中を見せずに後退しましょう。
- ※背中を見せて逃げるとクマは追ってくる場合があります。

◎クマを見つけた場合は、下記までご連絡ください。

農林水産部林務課☎ 67-2121 総務部総務課☎ 67-1832 または各振興事務所振興課

